

奈良県情報公開審査会規則

〔平成 8 年 5 月 14 日〕
〔奈良県規則第 4 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号）第 30 条第 8 項の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、総務部法務文書課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 11 年規則第 62 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 13 年規則第 66 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年規則第 33 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。